

令和5年度 第4回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和5年8月28日（月） 午前8時58分～午前11時24分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員4名 労働者側委員5名 使用者側委員5名
- 4 議 題：（1）長崎県特定（産業別）最低賃金改正に係る参考人意見聴取について
（2）長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について
（3）その他

5 審議要旨

（1）長崎県特定（産業別）最低賃金改正に係る参考人意見聴取について

労働者側から2団体各1名（佐世保重工労働組合執行委員長及び東芝三菱電機産業システム労働組合書記長）を参考人として招聘し、各25分間程度意見陳述及び質疑応答が行われた。

（2）長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について

労働者側委員からは、将来を担う優秀な人材を確保するためには、魅力的な労働条件が必要であり、そのためには特定（産業別）最低賃金の引き上げは重要な手段である。また、春闘で獲得した賃上げの成果をものづくり産業全体に確実に波及させ、高いレベルで公正競争の確保と産業の魅力を高めることが不可欠であり、本県における基幹産業がその魅力を失ってしまう危機的状況である。

電機産業は国における主要産業であり、他産業と比較しても極めてウェイトが高く、地域経済において重要な役割を果たしている等から、改正の必要性ありとの意見があった。

使用者側委員からは、近年の地域別最低賃金については、第4表に基づくものとはなっておらず政府方針の時々が優先し、優位性があると主張している特定（産業別）最低賃金の必要性がなくなっている。また、第4表に基づくものであれば、当然特定（産業別）最低賃金についても議論の余地はあるが、そうならないことから、改正の必要性はないと考えている。むしろ、既にその役目を終えている特定（産業別）最低賃金は廃止すべきと考えているとの意見が出された。

意見調整のため、公労、公使の個別協議が行われたが、使用者側委員の「改正の必要性はない」との意見は変わらず、意見の隔たりも埋まらなかったため、継続審議となった。

（3）その他

今後の審議会の日程について

第5回本審（異議審・特定最賃改正の必要性）9月4日（月）午前9時00分から